高知県集落営農活性化推進事業費補助金交付要綱 新旧対照表

新	

(趣旨)

第1条~第16条 略

附則

- 1 この要綱は、令和4年9月2日から施行する。
- 2 この要綱は、令和9年5月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第10条第4項、第12条、第13条及び第15条の規定は同日以降もなおその効力を有する。

<u>附則</u>

この要綱は、令和6年6月4日から施行する。

別表第1 (第3条関係)

補具	助対象事業	経費	補助率等	備考
集がのにた取組	る若者等の雇	実施要綱別紙1-2の基準を満たす中核となる若者等の雇用の場合において、当該若者等を雇用する際に必要となる以下の経費であること(注2)①給料(フルタイムの場合)又は報酬(パートタイムの場合)②給料又は報酬が支弁される対する扶養手当、調整手当、時間外手当、期末手当、勤勉手当、社会保険料及び労働保険料	略	1. 第4条に定める間接補 助事業者とは集落営農活性 化プロジェクト促進事業実 施要綱第3の5の(1)の要 件を満たす集落営農組織又 は集落営農組織が主たる構 成員となった連携組織をい う。 なお、集落営農組織は集落
	(2)収益力の 柱となる経営 部門の確立 (3)組織の法 人化	略	略略	内の概ね過半の農家が何ら かの形で集落営農に参加し ていること。 2. 集落ビジョン等に <u>基づ</u> <u>〈期間</u> (補助上限額1,000万 円) <u>を</u> 助成対象とすること

(趣旨)

第1条~第16条 略

附則

- 1 この要綱は、令和4年9月2日から施行する。
- 2 この要綱は、令和9年5月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第10条第4項、第12条、第13条及び第15条の規定は同日以降もなおその効力を有する。

旧

(新設)

別表第1 (第3条関係)

補具	助対象事業	経費	補助率等	備考
集ジのにたビン現け	(1)中核となる若者等の雇用(注1)(2)収益力の柱となる経営部門の確立(3)組織の法人化	別紙1-1の基準を満たす中核となる若者等の雇用の場合において、当該若者等を雇用を雇用する際に必要となる以下の場合との場合(フルタイムの場合)であること(注2)(①給料(フルタイムの場合)の場合が支付を対する技養手当、調整手当、共産民手当、通勤手当、共産民政科及び労働保険料を必ず労働保険料を必ず労働保険料を必ず労働保険料を必ず労働保険料を必ず労働保険料を必ず労働保険料を必ずがある。	略 略 略	1. 第4条に定める間接補助事業者とは集落営農活性化プロジェクト促進事業実施要綱第3の5の(1)の要件を満たす集落営農組織をは集落営農組織が主たる構成員となった連携組織をいう。なお、集落営農組織は集落内の概ね過半の農家が何していること。2. 集落ビジョン等に基づき、最長5年間(補助上限額1,000万円)助成対象とする

(4)共同利用 機械等の導入 (注3)実施要綱別紙1-3の基準 を満たす共同利用機械等を導入する場合において、効率的な 生産のために必要となる農業 用機械等の導入経費であること	ができるものとする。	(4) 共同利用 機械等の導入 (注3) 別紙1-2 の基準を満たす
別紙1-1)「中核となる若者等の雇用」に係る基準について		(別紙1-1)「中核となる若者等の雇用」に係る基準について
~7 略 (削除)		$1 \sim 7$ 略
別紙1-2)共同利用機械等の導入に係る基準について		(別紙1-2) 共同利用機械等の導入に係る基準について
~8 略 (削除)		1~8 略